

# まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告

清瀬市まちづくり基本条例（平成14年9月27日 条例第26号、以下「条例」という。）第9条「市長は、附属機関として、清瀬市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。」の第2項「委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。」に基づく審議を行うため以下のとおり調査を実施した。

本年度は特に「附属機関における公募委員の有無」に着目して調査を実施したため、前年度の運用状況調査報告の結果と大きな数値の相違がある。

## 1 調査対象

令和6年度において会議の開催等に係らず、地方自治法第138条の4第3項に規定された附属機関を設置している部署。

## 2 調査項目

- ① 条例 第10条 附属機関の構成等  
条例 第3条 男女共同参画  
条例 第6条 情報公開
- ② 条例 第8条 基本構想等への参画
- ③ 条例 第4条 市の責務
- ④ 条例 第11条 市民活動の支援

## 3 調査期間

令和7年6月5日～6月20日／10月2日～10月10日（追加調査）

## 4 評価対象

令和6年度における附属機関（41附属機関）のうち、委員数自体がゼロで令和6年度に一度も開催されなかった7附属機関（次頁表中、赤色網かけを施した附属機関）を除いた33機関を評価対象とした。なお、公募委員の任命または委嘱のない附属機関は19機関あった（次頁「附属機関一覧」表中、黄色網かけを施した附属機関）。

## 5 評価方法

各調査項目について、適正な運用がなされている附属機関の割合等を参考にしつつ、条例の趣旨を踏まえて評価を行った。

## 附属機関一覧

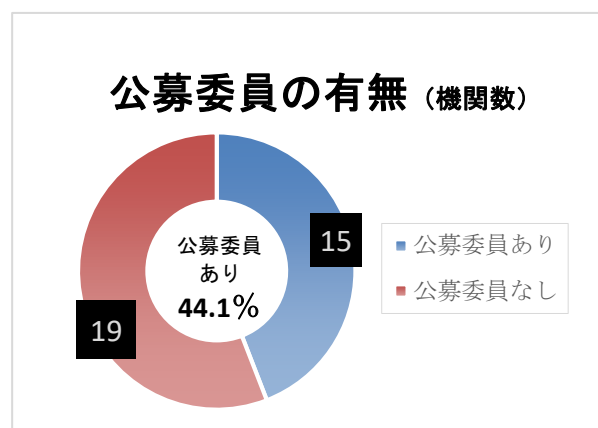
| 調査<br>対象<br>No. | 附属機関等の名称                       | 設置年度 | 設置根拠法規の名称                                | 設置根拠の<br>区分    | 開催回数<br>(回)<br>※書面開催<br>含む | 委員総<br>数(人) | 公募委<br>員総数<br>(人) | 会議の<br>公開状<br>況 | 開催の<br>周知有<br>無 | 傍聴の<br>有無 | 課名          |
|-----------------|--------------------------------|------|------------------------------------------|----------------|----------------------------|-------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------|-------------|
| 1               | 清瀬市長期総合計画策定審議会                 | S47  | 清瀬市長期総合計画策定審議会条例                         | 条例             | 4                          | 25          | 10                | 公開              | ○               | ○         | 未来創造課       |
| 2               | 清瀬市郷土博物館協議会                    | S60  | ・博物館法<br>・清瀬市郷土博物館条例                     | 条例             | 1                          | 5           | 0                 | 公開              | ○               | ○         | シティプロモーション課 |
| 3               | 清瀬市文化財保護審議会                    | S51  | ・文化財保護条例<br>・清瀬市文化財保護条例                  | 条例             | 1                          | 6           | 0                 | 公開              | ○               | ○         | シティプロモーション課 |
| 4               | 清瀬市市史編さん委員会                    | H26  | 清瀬市付属機関の設置に関する条例                         | 条例             | 2                          | 14          | 2                 | 公開              | ○               | ○         | シティプロモーション課 |
| 5               | 清瀬市補助金適正化検討委員会                 | H29  | 清瀬市補助金適正化検討委員会運営要綱                       | 清瀬市附属<br>機関の設置 | 0                          | -           | -                 | -               | -               | -         | 財政課         |
| 6               | 清瀬市使用料審議会                      | S51  | 清瀬市審議会条例                                 | 条例             | 0                          | -           | -                 | -               | -               | -         | 財務課         |
| 7               | 行政不服審査会                        | H28  | 清瀬市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例                  | 条例             | 0                          | 5           | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 総務課         |
| 8               | 情報公開・個人情報保護審議会                 | H13  | 清瀬市情報公開条例                                | 条例             | 0                          | 5           | 2                 | 非公開             | ×               | ×         | 総務課         |
| 9               | オンブズパーソン                       | H16  | 清瀬市オンブズパーソン条例                            | 条例             | 0                          | 2           | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 総務課         |
| 10              | 生活安全対策協議会                      | H15  | 清瀬市安全安心なまちづくり条例                          | 条例             | 1                          | 10          | 4                 | 公開              | ○               | ×         | 防災防犯課       |
| 11              | 清瀬市防災会議                        | S38  | 清瀬市防災会議条例                                | 条例             | 0                          | 25          | 0                 | 公開              | ×               | ×         | 防災防犯課       |
| 12              | 清瀬市国民保護協議会                     | H17  | 清瀬市国民保護協議会条例                             | 条例             | 0                          | 18          | 0                 | 公開              | ×               | ×         | 防災防犯課       |
| 13              | 清瀬市環境審議会                       | H18  | 清瀬審議会条例                                  | 条例             | 2                          | 10          | 3                 | 公開              | ○               | ○         | 環境課         |
| 14              | 清瀬市廃棄物減量等推進審議会                 | H10  | 清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関<br>わる条例              | 条例             | 3                          | 12          | 2                 | 公開              | ○               | ○         | 環境課         |
| 15              | 農業委員会候補者評価委員会                  | H29  | 清瀬市農業委員会の任命手続きに関する規則                     | その他            | 0                          | 6           | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 産業振興課       |
| 16              | 清瀬市認定農業者等審査会                   | H19  | 清瀬市認定農業者等審査会運営要綱                         | その他            | 1                          | 6           | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 産業振興課       |
| 17              | 清瀬市まちづくり委員会                    | H15  | 清瀬市まちづくり基本条例                             | 条例             | 12                         | 20          | 20                | 公開              | ○               | ○         | 市民協働課       |
| 18              | 清瀬市男女平等推進委員会                   | H19  | 清瀬市男女平等推進条例                              | 条例             | 1                          | 11          | 5                 | 公開              | ○               | ○         | 男女共同参画センター  |
| 19              | 清瀬市苦情処理委員                      | H19  | 清瀬市男女平等推進条例                              | 条例             | 0                          | 2           | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 男女共同参画センター  |
| 20              | 清瀬市地域福祉推進協議会                   | H6   | 清瀬市附属機関の設置に関する条例                         | 清瀬市附属<br>機関の設置 | 1                          | 12          | 2                 | 公開              | ○               | ○         | 福祉総務課       |
| 21              | 清瀬市地域自立支援協議会                   | H19  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支<br>援するための法律         | 法律             | 2                          | 13          | 0                 | 公開              | ○               | ○         | 障害福祉課       |
| 22              | 清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定<br>委員会      | H23  | 障害者基本法及び障害者の日常生活及び社<br>会生活を総合的に支援するための法律 | 法律             | 0                          | -           | -                 | -               | -               | -         | 障害福祉課       |
| 23              | 清瀬市子ども・子育て会議                   | H25  | 清瀬市子ども・子育て会議設置条例                         | 法律             | 4                          | 11          | 2                 | 公開              | ○               | ○         | 子育て支援課      |
| 24              | 清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会             | H26  | 清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会要綱                     | 清瀬市附属<br>機関の設置 | 0                          | 0           | 0                 | -               | -               | -         | 健康推進課       |
| 25              | 清瀬市国民健康保険運営協議会委員               | S35  | 国民健康保険法                                  | 条例             | 2                          | 15          | 0                 | 公開              | ○               | ○         | 保険年金課       |
| 26              | 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計<br>画)評価策定委員会 | H10  | 清瀬市附属機関の設置に関する条例                         | 清瀬市附属<br>機関の設置 | 1                          | 16          | 4                 | 公開              | ○               | ○         | 介護保険課       |
| 27              | 清瀬市介護認定審査会                     | H11  | 介護保険法                                    | 法律             | 98                         | 25          | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 介護保険課       |
| 28              | 清瀬市都市計画審議会                     | S32  | 都市計画法                                    | 法律             | 2                          | 14          | 0                 | 公開              | ○               | ○         | 都市計画課       |
| 29              | 清瀬市財産審議会                       | S39  | 清瀬市財産審議会条例                               | 条例             | 1                          | 6           | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 都市計画課       |
| 30              | 清瀬市特定空家等判定委員会                  | R2   | 清瀬市特定空家等判定委員会条例                          | 条例             | 1                          | 9           | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 都市計画課       |
| 31              | 清瀬市住居表示審議会                     | S38  | 清瀬市住居表示村議会条例                             | 条例             | 0                          | -           | -                 | -               | -               | -         | 都市計画課       |
| 32              | 清瀬市地域公共交通会議                    | H19  | 清瀬市地域公共交通会議運営要綱                          | 条例             | 1                          | 11          | 2                 | 公開              | ○               | ×         | 道路交通課       |
| 33              | みどりの環境保全審議会                    | H18  | 清瀬市みどりの環境をつくる条例                          | 条例             | 3                          | 8           | 3                 | 非公開             | -               | -         | 水と緑と公園課     |
| 34              | 清瀬市就学支援委員会                     | H31  | 清瀬市附属機関の設置に関する条例                         | 条例             | 10                         | 37          | 0                 | 非公開             | ○               | -         | 教育指導課       |
| 35              | 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委<br>員会      | R2   | 清瀬市附属機関の設置に関する条例                         | 条例             | 0                          | -           | -                 | -               | -               | -         | 教育指導課       |
| 36              | 清瀬市スポーツ推進委員                    | S38  | 清瀬市スポーツ推進委員の設置及び職務等<br>に関する条例            | 条例             | 12                         | 11          | 6                 | 非公開             | ×               | ×         | 生涯学習スポーツ課   |
| 37              | 清瀬市青少年問題協議会                    | S38  | 清瀬市青少年問題協議会条例                            | 条例             | 2                          | 8           | 0                 | 公開              | ×               | ×         | 生涯学習スポーツ課   |
| 38              | 清瀬市青少年委員                       | S31  | 清瀬市青少年委員の設置及び職務等に関する<br>条例               | 条例             | 1                          | 6           | 6                 | 公開              | ×               | ×         | 生涯学習スポーツ課   |
| 39              | 清瀬市社会教育委員の会議                   | H18  | 清瀬市社会教育委員条例                              | 条例             | 6                          | 7           | 0                 | 公開              | ×               | ×         | 生涯学習スポーツ課   |
| 40              | 清瀬市立図書館協議会                     | H24  | 清瀬市立図書館設置条例                              | 条例             | 1                          | 6           | 0                 | 非公開             | ×               | ×         | 図書館         |
| 41              | 清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会             | H19  | 子どもの読書活動の推進に関する法律                        | 法律             | 0                          | -           | -                 | -               | -               | -         | 図書館         |

## 問1 条例第10条 附属機関の構成等

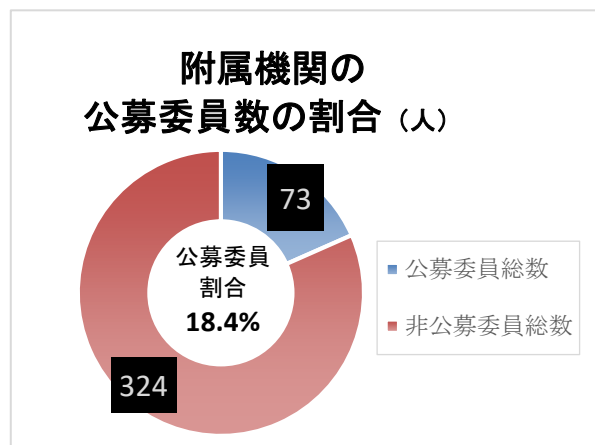
### I 委員会、審査会、審議会等の構成

#### 1 公募委員を有す附属機関の割合（調査対象附属機関に限る）

| 公募委員の有無   |       |
|-----------|-------|
| 公募委員あり    | 15    |
| 公募委員なし    | 19    |
| 総数        | 34    |
| 公募委員ありの割合 | 44.1% |



| 附属機関の公募委員数の割合 |       |
|---------------|-------|
| 公募委員総数        | 73    |
| 非公募委員総数       | 324   |
| 委員総数          | 397   |
| 公募委員割合        | 18.4% |



#### 【評価基準】条例第10条第1項

市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

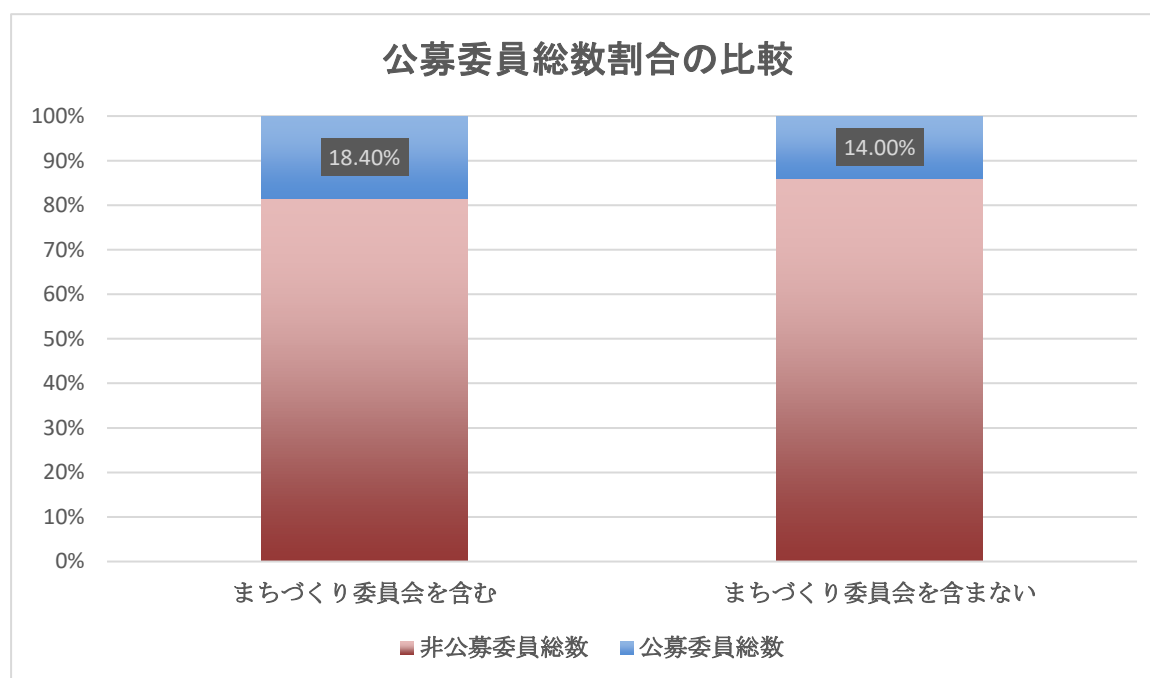
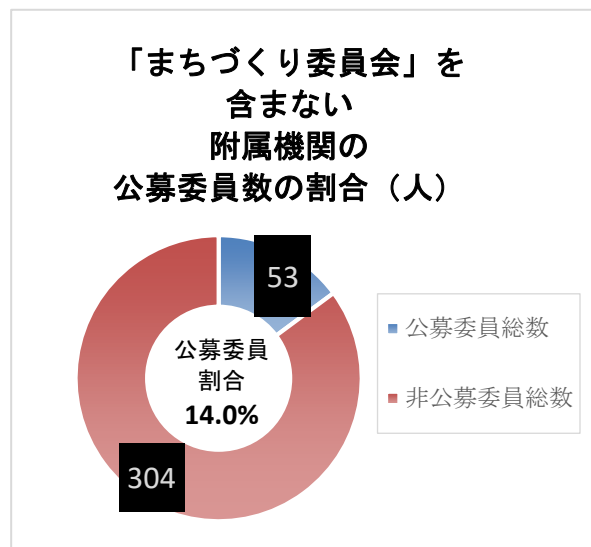
#### 【評価】

令和6年に調査対象になった附属機関のうち公募委員が加わっている附属機関は44.1%（34附属機関中15附属機関）だった。前年度の42.4%より高くなっているが、半数にも満たない状況である。

一方、附属機関の総委員数397人に対して、公募委員数は73人と2割にも届かない。この中には「まちづくり委員会」のように委員が全て公募委員20人で構成されている委員会もあり（次項詳細）、その点を考慮すると、各委員会で公募委員の割合を増やすことが、市民の声を反映することにつながると考える。

※ 補足として「まちづくり委員会」を抜かした場合。

| 「まちづくり委員会」を含まない<br>附属機関の<br>公募委員数の割合 |       |
|--------------------------------------|-------|
| 公募委員総数                               | 53    |
| 非公募委員総数                              | 304   |
| 委員総数                                 | 377   |
| 公募委員割合                               | 14.0% |



## 2 非公募の理由（19附属機関）

清瀬市まちづくり委員会としては、「専門的な内容ではあっても、なんらかの形で市民の意見を反映させる」ことが大切であり、そのための努力を惜しむことがないよう求める。そのため、公募委員不在の理由を挙げている附属機関に対して追加調査を行い、【追加質問】として、より具体的な説明、さらに公募委員の募集も含め、今後、市民のかかわりを強めるための方策をどのように考えているかを尋ねた。

| 調査対象 No. | 附属機関等の名称    | 開催回数(回)<br>※書面開催含む | 委員総数(人) | 公募委員総数(人) | 公募委員がいない理由        | 公募に馴染まない具体的な理由                                                                                                                                                                                                        |
|----------|-------------|--------------------|---------|-----------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2        | 清瀬市郷土博物館協議会 | 1                  | 5       | 0         | 専門的な内容のため公募に馴染まない | 博物館の管理・運営、さらには博学連携に関する事を審議対象としていることから専門知識を持った人物を対象とするため<br><br><b>【追加質問への回答】</b><br>「市民の意見を反映させる」ということであるならば、現在協議会委員の半数が市民であるため、その割合を継続し市民との係りを切らさないようにするのが1つであり、それが難しい状況になれば公募も考える。その場合は、条例を変える必要がある。                |
| 3        | 清瀬市文化財保護審議会 | 1                  | 6       | 0         | 専門的な内容のため公募に馴染まない | 文化財指定や登録についての案件を審議するため、文化財の価値やその取扱いの知識や知見が必要であり、文化財保護について助言することも求められるため<br><br><b>【追加質問への回答】</b><br>「市民の意見を反映させる」ということであるならば、現在審議委員の一部は市民であるため、その割合を継続し市民との係りを切らさないようにするのが1つであり、それが難しい状況になれば公募も考える。その場合は、条例を変える必要がある。 |
| 7        | 行政不服審査会     | 0                  | 5       | 0         | 専門的な内容のため公募に馴染まない | 法律又は行政に関して優れた識見を有する者という理由から弁護士等を選任しているため<br><br><b>【追加質問への回答】</b><br>専門的でかつ、センシティブな個人情報を扱うことが多い委員会であるため、広く公募を行うことはしていない。                                                                                              |
| 9        | オンブズパーソン    | 0                  | 2       | 0         | 専門的な内容のため公募に馴染まない | 地方行政に関する優れた識見を有する者等との理由から弁護士を選任しているため<br><br><b>【追加質問への回答】</b><br>専門的でかつ、センシティブな個人情報を扱うことが多い委員会であるため、広く公募を行うことはしていない。                                                                                                 |
| 11       | 清瀬市防災会議     | 0                  | 25      | 0         | 専門的な内容のため公募に馴染まない | 地域防災計画の作成及び実施の推進、災害時の情報収集、各機関の連絡調整、非常災害における緊急措置の計画及び実施の推進等を審議するため<br><br><b>【追加質問への回答】</b><br>公募は難しいが、計画改訂等の際は、一般市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施する。                                                                        |

|    |                  |   |    |   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|------------------|---|----|---|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 清瀬市国民保護協議会       | 0 | 18 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第37条に規定による国民保護計画の作成等、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/>公募は難しいが、計画改訂等の際は、一般市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施する。</p>                                                                                                                                   |
| 15 | 農業委員会候補者評価委員会    | 0 | 6  | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>候補者が農業委員に適しているかを審査するにあたり、農業委員会への知識が必要となるため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/>農業委員は法律に基づき農地行政の適正な執行及び農地利用の最適化を行う。地域農業者への助言や市へ農業施策の具申を行うこともあり、十分な経験と専門的な知見が求められる。その委員になり得る人材の候補者を選定する附属機関であるため、委員はより専門性の高い人材であることが必須であり、また要綱で組織が規定されていることから、<b>市民の意見を反映させる余地はない。</b></p>                               |
| 16 | 清瀬市認定農業者等審査会     | 1 | 6  | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>農業経営改善計画を審査するにあたり、農業に関する知識が必要となるため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/>農業所得の妥当性など農業経営に関する事項を審査する場であり、委員には十分な経験と専門的な知見が求められる。また要綱で組織が規定されていることから、<b>市民の意見を反映させる余地はない。</b></p>                                                                                                                           |
| 19 | 清瀬市苦情処理委員        | 0 | 2  | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>構成される委員は、条例において男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者と規定しており、大学教授や弁護士を委員としているため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/>「性別による差別的取扱いその他男女平等推進施策を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める」申立てを適切かつ迅速に処理することが苦情処理委員に求められる。男女平等参画社会の形成に理解と識見が必要であることから、弁護士等の専門的な知見を持っている方を委員としている。<br/>当該制度は、清瀬市の男女平等推進のために必要な施策であり、制度について広く市民周知を図っていきたい。</p> |
| 21 | 清瀬市地域自立支援協議会     | 2 | 13 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>障害者等への支援体制の整備や地域の関係機関のネットワークづくりを目的としており、支援者や障害当事者の参加を前提としているため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/>一定の専門性を必要とするため公募委員の募集には馴染みにくい側面があるものの、検討状況を分かりやすく発信したり、当事者や当事者家族の委員を通じて<b>現場や市民の声を反映できるように努めてまいります。</b></p>                                                                                         |
| 25 | 清瀬市国民健康保険運営協議会委員 | 2 | 15 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>・国保税の税率改定に伴う被保険者への影響があり、専門的な知識を必要とするため</p> <p>・以前、国保税改定にあたり、委員の自宅に個人や団体からの郵便物が送付され、結果として活動に支障をきたしたため</p>                                                                                                                                                                                        |

|    |               |    |    |   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------|----|----|---|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |               |    |    |   |                   | <p><b>【追加質問への回答】</b><br/> 本協議会に公募市民を入れるかについては、以前から検討課題となっている。<br/> 公募委員がいない理由として、国保税率改定の審議にあたり専門的な知識を有している必要があること、及び過去に匿名の市民(被保険者)から自宅に手紙が届き、本協議会の委員を続けることができなくなった、という出来事があったことから現時点で公募市民を入れることは困難であると考えている。<br/> <b>なんらかの形で市民の意見を反映させるということについては、他市の取組等を研究しながら引き続き検討していくこととする。</b></p> |
| 27 | 清瀬市介護認定審査会    | 98 | 25 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>法令で保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者のうちから任命することとされており、三師会や市内事業者からの推薦等により選定しているため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/> 介護認定審査会は全国一律の基準に基づき対象者にかかる介護の手間や内容を総合的に判断し一次判定の修正・確定を行う場で、委員は医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等で構成されます。審査判定は専門性に基づき行われることから、<b>市民の意見を反映させる性質のものではございません。</b></p>                    |
| 28 | 清瀬市都市計画審議会    | 2  | 14 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>生産緑地の指定及び解除や都市計画道路等について審議するため、地域に精通しており専門的な知識を持っていることが求められるため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/> 生産緑地の指定及び解除や都市計画道路等について審議するため、地域に精通しており専門的な知識を持っていることが求められるため、<b>一般公募には馴染まない。</b></p>                                                                                                    |
| 29 | 清瀬市財産審議会      | 1  | 6  | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>財産審議会条例において、市有財産の取得、管理及び処分に関し、適正な価格及び料金を審議することから、識見を有する者を委員とすると定められているため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/> 財産審議会条例において 市有財産の取得、管理及び処分に関し、適正な価格及び料金を審議させるため、識見を有する者を委員とすると定めているため、<b>公簿に馴染まない。</b></p>                                                                                    |
| 30 | 清瀬市特定空家等判定委員会 | 1  | 9  | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>空家等が特定空家等に該当するか否かの判定を審議するため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/> 清瀬市空家等の適正な管理に関する条例において、専門的な知識を持っていることが求められるため、一般公募には馴染まない。</p>                                                                                                                                                             |
| 34 | 清瀬市就学支援委員会    | 10 | 37 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>市における障害のある児童及び生徒に対して、専門家の意見を聞くことにより、適切な就学指導を行い適正な教育を保障するため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/> 就学支援委員会の主な役割は、特別な支援を必要とする</p>                                                                                                                                                               |

|    |              |   |   |   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|--------------|---|---|---|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |              |   |   |   |                   | 子どもや保護者からの相談に応じ、医師や心理士等の専門家の意見をもとに、適切な就学先や教育的支援について助言することにあります。専門的な知見が必要となる本委員会の特質から、公募や市民の意見反映は難しいと考えますが、当該児童・生徒の保護者や児童・生徒に関わる関係機関等からの <b>意見聴取は、今後も適切に行ってまいります。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 37 | 清瀬市青少年問題協議会  | 2 | 8 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>清瀬市青少年問題協議会条例第3条第1項に委員の要件(清瀬市議会の議員、清瀬市青少年委員、学識経験がある者、清瀬市の職員、関係行政機関の職員)が定められているため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/>         青少年の健全育成を地域全体で支える体制として、青少年問題協議会の下部組織には、中学校区ごとに設置された「地区委員会」があります。各地区委員会は、小中学校およびその学区内に居住する市民を中心に構成されており、地域の実情に即した活動を展開しています。<br/>         また、各地区の委員長・副委員長が一堂に会する「地区連絡会」を年4回開催し、地域ごとの課題や取組状況について意見交換・情報共有を行っています。これらの協議内容は、青少年問題協議会へ適切に報告される仕組みとなっており、地域に暮らす市民の声が反映されるかたちで、施策や活動に結びついています。<br/>         このように、清瀬市まちづくり基本条例が掲げる「市民主体のまちづくり」「協働による地域課題の解決」という理念を踏まえ、地域ぐるみで青少年の健やかな成長を支える環境づくりが推進されています。</p> |
| 39 | 清瀬市社会教育委員の会議 | 6 | 7 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>社会教育法第17条及び第18条に基づき、清瀬市社会教育委員条例第2条に委員の要件(学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者)が定められているため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/>         条例で委嘱する委員の専門分野を定めており、専門性が高く公募が難しいが、清瀬市在住の市民でもある委員も含まれているため、委員と市民の両方の立場としての意見も反映されていると考える。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 40 | 清瀬市立図書館協議会   | 1 | 6 | 0 | 専門的な内容のため公募に馴染まない | <p>協議会の業務内容は専門性が高く、特定の知識や経験、スキルが必要となるため</p> <p><b>【追加質問への回答】</b><br/>         現委員構成につきましては、専門分野に精通した市民の方々に参加していただいております。専門的な知識や経験を積極的に活かしながら会が進められている状況です。<br/>         公募委員の募集について、現時点においては、委員会の目的や役割を踏まえ、最適な構成が維持されていると考えています。現委員の中には、市の政策や専門分野に関わりを持つ市民が含まれており、これまでの議論においても市民の視点を適切に反映する役割を果たしていただいていると認識しています。今後も、協議会として市民参加の重要性を十分に理解し、必要に応じて公募委員の役割や対象の見直しを検討するとともに、積極的な情報公開や意見募集を通じて、<b>市民の皆様の声を広く反映できるよう努めてまいります。</b></p>                                                                                                 |

**【評価基準】 条例第10条第1項**

市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

**【評価】**

公募委員不在の理由として「専門的な内容のため公募に馴染まない」を挙げている。しかし、まちづくり基本条例第10条には「委員に公募の委員を加えるように努めなければならない」と記されている。そのため附属機関は、そのような中でなんらかの方法で公募委員の参画が実現できるよう考慮する必要がある。

追加質問において、委員会としては公募委員を加えること以外に「今後、市民のかかわりを強めるための方策」についても質問をしているが、一部の附属機関では、その方向性について何も言及せず、「市民の意見を反映させる余地はない」と断じている。このような姿勢は容認できるものではなく、情報公開の面からもさらなる努力を、来年度以降も引き続き求めていきたいと考える。

### 3 公募委員を有す附属機関の公募委員数の割合（全15附属機関）

| 調査対象No. | 附属機関等の名称                   | 開催回数(回)<br>※書面開催含む | 委員総数(人) | 公募委員総数(人) | 公募委員(女性)(人) | 公募委員の応募者数 | 応募者数(男性) | 応募者数(女性) | 公募委員数の根拠具体的な理由                                       |
|---------|----------------------------|--------------------|---------|-----------|-------------|-----------|----------|----------|------------------------------------------------------|
| 1       | 清瀬市長期総合計画策定審議委員会           | 4                  | 25      | 10        | 4           | 23        | 15       | 8        | —                                                    |
| 4       | 清瀬市市史編さん委員会                | 2                  | 14      | 2         | 2           | 4         | 3        | 1        | 市史編さん委員会設置規則による                                      |
| 8       | 情報公開・個人情報保護審議会             | 0                  | 5       | 2         | 2           | 2         | 0        | 2        | 清瀬市情報公開条例第36条による                                     |
| 10      | 生活安全対策協議会                  | 1                  | 10      | 4         | 1           | 0         | 0        | 0        | 清瀬市生活安全対策協議会規則第2条第1項により、10名以内の委員のうち指定委員を除くと4名以内となるため |
| 13      | 清瀬市環境審議会                   | 2                  | 10      | 3         | 0           | 3         | 3        | 0        | 清瀬市環境基本条例第10条第1項の人数上限以内とするため                         |
| 14      | 清瀬市廃棄物減量等推進審議会             | 3                  | 12      | 2         | 1           | 2         | 1        | 1        | 構成委員全体数のバランスを見て設定している                                |
| 17      | 清瀬市まちづくり委員会                | 12                 | 20      | 20        | 9           | 28        | 16       | 12       | 清瀬市まちづくり基本条例第9条及び第10条による                             |
| 18      | 清瀬市男女平等推進委員会               | 1                  | 11      | 5         | 2           | 6         | 3        | 3        | 清瀬市男女平等推進条例第20条による                                   |
| 20      | 清瀬市地域福祉推進協議会               | 1                  | 12      | 2         | 1           | 3         | 2        | 1        | 構成委員全体数のバランスを見て設定している                                |
| 23      | 清瀬市子ども・子育て会議               | 4                  | 11      | 2         | 1           | 2         | 1        | 1        | 清瀬市子ども・子育て会議設置条例で人数の規定はない                            |
| 26      | 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会 | 1                  | 16      | 4         | 2           | 5         | 3        | 2        | 委員会を構成する学識経験者等の人数を考慮し、男2、女2としている                     |
| 32      | 清瀬市地域公共交通会議                | 1                  | 11      | 2         | 0           | 5         | 4        | 1        | —                                                    |
| 33      | みどりの環境保全審議会                | 3                  | 8       | 3         | 2           | 5         | 3        | 2        | 清瀬市みどりの環境をつくる条例28条による                                |
| 36      | 清瀬市スポーツ推進委員                | 12                 | 11      | 6         | 3           | 2         | 1        | 1        | 非公開                                                  |
| 38      | 清瀬市青少年委員                   | 1                  | 6       | 6         | 5           | 0         | 0        | 0        | 清瀬市まちづくり基本条例第10条による                                  |

#### 【評価基準】 条例第10条第1項

市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

#### 【評価】

公募委員のいる附属機関では、全委員182人のうち73人と、40.1%が公募委員の占める割合となっている。一昨年度、昨年度とも40%でほぼ同様だが、公募委員数の割合が低い附属機関は可能な限り公募委員を増やすよう改善を図られたい。

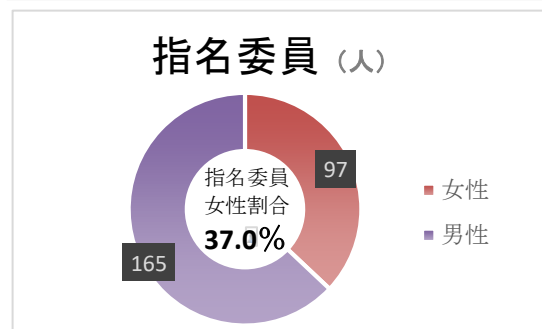
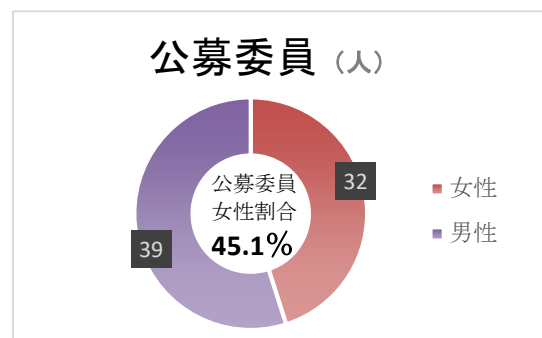
#### 4 構成委員の性別割合（令和6年度に開催のあった附属機関に限る）

| 調査対象No. | 附属機関等の名称                   | 開催回(回)※書面開催含む | 委員総数(人) | 女性委員数(人) | 女性委員割合 | 委員長の男女別 | 公募委員総数(人) | 公募委員の割合 | 公募委員(女性)(人) | 公募女性委員の割合 | 男女同数となっていない理由           | 男女同数になっていない理由が「その他」の場合の具体的な理由 |
|---------|----------------------------|---------------|---------|----------|--------|---------|-----------|---------|-------------|-----------|-------------------------|-------------------------------|
| 1       | 清瀬市長期総合計画策定審議会             | 4             | 25      | 9        | 36%    | 女       | 10        | 40%     | 4           | 40%       | 1公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった | -                             |
| 2       | 清瀬市郷土博物館協議会                | 1             | 5       | 2        | 40%    | 女       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |
| 3       | 清瀬市文化財保護審議会                | 1             | 6       | 1        | 17%    | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |
| 4       | 清瀬市市史編さん委員会                | 2             | 14      | 4        | 29%    | 男       | 2         | 14%     | 2           | 100%      | 1公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった | -                             |
| 10      | 生活安全対策協議会                  | 1             | 10      | 1        | 10%    | 男       | 4         | 40%     | 1           | 25%       | 5その他                    | 全委員再任となったため、公募していない           |
| 13      | 清瀬市環境審議会                   | 2             | 10      | 0        | 0%     | 男       | 3         | 30%     | 0           | -         | 1公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった | -                             |
| 15      | 清瀬市廃棄物減量等推進審議会             | 3             | 12      | 2        | 17%    | 男       | 2         | 17%     | 1           | 50%       | 1公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった | -                             |
| 16      | 清瀬市認定農業者等審査会               | 1             | 6       | 0        | 0%     | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | 2会議内容が男女同数に馴染まない        | -                             |
| 17      | 清瀬市まちづくり委員会                | 12            | 20      | 9        | 45%    | 男       | 20        | 100%    | 9           | 45%       | 5その他                    | 男女の申し込み人数が異なるため               |
| 18      | 清瀬市男女平等推進委員会               | 1             | 11      | 6        | 55%    | 女       | 5         | 45%     | 3           | 60%       | 5その他                    | 就労による辞退のため                    |
| 20      | 清瀬市地域福祉推進協議会               | 1             | 12      | 8        | 67%    | 男       | 2         | 17%     | 1           | 50%       | -                       | -                             |
| 21      | 清瀬市地域自立支援協議会               | 2             | 13      | 5        | 30%    | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |
| 23      | 清瀬市子ども・子育て会議               | 4             | 11      | 8        | 73%    | 女       | 2         | 18%     | 1           | 50%       | -                       | -                             |
| 25      | 清瀬市国民健康保険運営協議会委員           | 2             | 15      | 4        | 27%    | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | 5その他                    | 専門的知識を有する方の選定を男女別で選んでいないため    |
| 26      | 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会 | 1             | 16      | 9        | 56%    | 男       | 4         | 25%     | 2           | 50%       | -                       | -                             |
| 27      | 清瀬市介護認定審査会                 | 98            | 25      | 13       | 52%    | 女       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |
| 28      | 清瀬市都市計画審議会                 | 2             | 14      | 3        | 21%    | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |
| 29      | 清瀬市財産審議会                   | 1             | 6       | 0        | 0%     | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |
| 30      | 清瀬市特定空家等判定委員会              | 1             | 9       | 0        | 0%     | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |
| 32      | 清瀬市地域公共交通会議                | 1             | 11      | 1        | 9%     | -       | 2         | 18%     | 0           | -         | 1公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった | -                             |
| 33      | みどりの環境保全審議会                | 3             | 8       | 3        | 38%    | 男       | 3         | 38%     | 2           | 67%       | 5その他                    | 公募委員の総数が奇数のため                 |
| 34      | 清瀬市就学支援委員会                 | 10            | 37      | 20       | 54%    | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | 2会議内容が男女同数に馴染まない        | -                             |
| 36      | 清瀬市スポーツ推進委員                | 12            | 11      | 7        | 64%    | 男       | 6         | 55%     | 1           | 17%       | 5その他                    | 退職者が出た際に公募を行わないため             |
| 37      | 清瀬市青少年問題協議会                | 2             | 8       | 2        | 25%    | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |
| 38      | 清瀬市青少年委員                   | 1             | 6       | 5        | 83%    | 女       | 6         | 100%    | 5           | 83%       | -                       | -                             |
| 39      | 清瀬市社会教育委員の会議               | 1             | 6       | 5        | 83%    | 女       | 0         | 0%      | 0           | -         | 5その他                    | 委員の総数が奇数のため                   |
| 40      | 清瀬市立図書館協議会                 | 1             | 6       | 2        | 33%    | 男       | 0         | 0%      | 0           | -         | -                       | -                             |

|             | 令和6年度 |       | 参考(令和5年度)の調査 |       | (参考)平成28年度の調査 |     |
|-------------|-------|-------|--------------|-------|---------------|-----|
| 附属機関等の数     | 27    |       | 33           |       | 54            |     |
| 委員非公募の附属機関等 | 13    | 48.1% | 19           | 57.6% | 32            | 59% |
| 委員公募の附属機関等  | 14    | 51.9% | 14           | 42.4% | 22            | 41% |

|          |       |
|----------|-------|
| 公募委員総数   | 71    |
| 女性       | 32    |
| 男性       | 39    |
| 公募委員女性割合 | 45.1% |

|          |       |
|----------|-------|
| 指名委員総数   | 262   |
| 女性       | 97    |
| 男性       | 165   |
| 指名委員女性割合 | 37.0% |



#### 【評価基準】 条例第10条第2項

公募の委員は、男女同数を原則とする。

#### 【評価】

公募委員の中で女性委員の占める割合は45.1%で、昨年度の52.3%から比較すると、かなり減ってしまった。一方、指名委員においては女性委員の割合は昨年の35.6%から若干増えて37.0%となった。

各附属機関によってかなり状況が異なるため基準に合わない附属機関の改善を求めるとともに、次年度は改善に向けた取り扱いの経緯を報告していただきたい。

## Ⅱ 会議の公開

### 1 会議を公開している割合

|           | 令和6年度 |       | 参考(令和5年度)<br>の調査 |       | (参考)平成28年度<br>の調査 |       |
|-----------|-------|-------|------------------|-------|-------------------|-------|
| 附属機関等の数   | 34    |       | 33               |       | 54                |       |
| 非公開の附属機関等 | 13    | 38.2% | 12               | 36.4% | 22                | 40.7% |
| 公開の附属機関等  | 21    | 61.8% | 21               | 63.6% | 32                | 59.3% |

### 会議の公開状況

| 調査対象 No. | 附属機関等の名称                   | 開催回数(回)<br>※書面開催含む | 委員総数<br>(人) | 会議の公開状況 | 会議非公開の理由                  |
|----------|----------------------------|--------------------|-------------|---------|---------------------------|
| 1        | 清瀬市長期総合計画策定審議会             | 4                  | 25          | 公開      | -                         |
| 2        | 清瀬市郷土博物館協議会                | 1                  | 5           | 公開      | -                         |
| 3        | 清瀬市文化財保護審議会                | 1                  | 6           | 公開      | -                         |
| 4        | 清瀬市市史編さん委員会                | 2                  | 14          | 公開      | -                         |
| 7        | 行政不服審査会                    | 0                  | 5           | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 8        | 情報公開・個人情報保護審議会             | 0                  | 5           | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 9        | オンブズパーソン                   | 0                  | 2           | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 10       | 生活安全対策協議会                  | 1                  | 10          | 公開      | -                         |
| 11       | 清瀬市防災会議                    | 0                  | 25          | 公開      | -                         |
| 12       | 清瀬市国民保護協議会                 | 0                  | 18          | 公開      | -                         |
| 13       | 清瀬市環境審議会                   | 2                  | 10          | 公開      | -                         |
| 14       | 清瀬市廃棄物減量等推進審議会             | 3                  | 12          | 公開      | -                         |
| 15       | 農業委員会候補者評価委員会              | 0                  | 6           | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 16       | 清瀬市認定農業者等審査会               | 1                  | 6           | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 17       | 清瀬市まちづくり委員会                | 12                 | 20          | 公開      | -                         |
| 18       | 清瀬市男女平等推進委員会               | 1                  | 12          | 公開      | -                         |
| 19       | 清瀬市苦情処理委員                  | 0                  | 2           | 非公開     | 3 非開示情報を審議するため            |
| 20       | 清瀬市地域福祉推進協議会               | 1                  | 12          | 公開      | -                         |
| 21       | 清瀬市地域自立支援協議会               | 2                  | 13          | 公開      | -                         |
| 23       | 清瀬市子ども・子育て会議               | 4                  | 11          | 公開      | -                         |
| 25       | 清瀬市国民健康保険運営協議会委員           | 2                  | 15          | 公開      | -                         |
| 26       | 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会 | 1                  | 16          | 公開      | -                         |
| 27       | 清瀬市介護認定審査会                 | 98                 | 25          | 非公開     | 1 法律等で非公開と規定されているため       |
| 28       | 清瀬市都市計画審議会                 | 2                  | 14          | 公開      | -                         |
| 29       | 清瀬市財産審議会                   | 1                  | 6           | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 30       | 清瀬市特定空家等判定委員会              | 1                  | 9           | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 32       | 清瀬市地域公共交通会議                | 1                  | 11          | 公開      | -                         |
| 33       | みどりの環境保全審議会                | 3                  | 8           | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 34       | 清瀬市就学支援委員会                 | 10                 | 37          | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              |
| 36       | 清瀬市スポーツ推進委員                | 12                 | 11          | 非公開     | 4 公開することで公正かつ円滑な審議ができないため |
| 37       | 清瀬市青少年問題協議会                | 2                  | 8           | 公開      | -                         |
| 38       | 清瀬市青少年委員                   | 1                  | 6           | 公開      | -                         |
| 39       | 清瀬市社会教育委員の会議               | 6                  | 7           | 公開      | -                         |
| 40       | 清瀬市立図書館協議会                 | 1                  | 6           | 非公開     | 4 公開することで公正かつ円滑な審議ができないため |

## 非公開の理由

| 調査対象No. | 附属機関等の名称       | 会議の公開状況 | 会議非公開の理由                  | 「会議非公開の理由」における具体的な内容                                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------|---------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7       | 行政不服審査会        | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | センシティブな個人情報を取り扱うことの多い会議であるため傍聴や会議録の公開はできない。ただし、概要については、事務報告書等にて公開する                                                                                                                                       |
| 8       | 情報公開・個人情報保護審議会 | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | センシティブな個人情報を取り扱うことの多い会議であるため傍聴や会議録の公開はできない。ただし、概要については、事務報告書等にて公開する                                                                                                                                       |
| 9       | オンブズパーソン       | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | センシティブな個人情報を取り扱うことの多い会議であるため傍聴や会議録の公開はできない。ただし、概要については、事務報告書等にて公開する                                                                                                                                       |
| 15      | 農業委員会候補者評価委員会  | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | 審査する内容全般が個人情報にあたるため、公開をする余地はない                                                                                                                                                                            |
| 16      | 清瀬市認定農業者等審査会   | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | 審査する内容全般が個人情報にあたるため、公開をする余地はない                                                                                                                                                                            |
| 20      | 清瀬市苦情処理委員      | 非公開     | 3 非開示情報を審議するため            | 苦情処理委員は、委員として申立てを処理するため、会議体としての体裁とはしていない。また、「性別による差別的取扱いその他男女平等推進施策を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める」内容を苦情処理委員に申し立てるため、すべてを情報公開できる訳ではないが、市長は苦情処理委員の報告をもとに、個人情報を公表しないよう配慮して取りまとめた報告書を公表することとなっている。(男女平等推進条例施行規則第24条) |
| 27      | 清瀬市介護認定審査会     | 非公開     | 1 法律等で非公開と規定されているため       | 介護認定審査会で用いる情報は、すべてが要介護者等の個人の心身の状況や暮らしに関する取扱いに注意が必要な情報であり、公開されるものではありません                                                                                                                                   |
| 29      | 清瀬市財産審議会       | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | 市の財産や個人の用地買収での補償金等を審議する場であるため考慮することはできない                                                                                                                                                                  |
| 30      | 清瀬市特定空家等判定委員会  | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | 住所、個人名、家系状況等、様々な法律によって情報の開示が制限されているため考慮することはできない                                                                                                                                                          |
| 33      | みどりの環境保全審議会    | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | 市ホームページにて、開催状況・議事録(個人情報に配慮した形に編集済み)・会議資料を公開し、できる限り情報がオープンになるように発信している                                                                                                                                     |
| 34      | 清瀬市就学支援委員会     | 非公開     | 2 個人情報に関わるため              | 本委員会では、児童・生徒個人の就学先等に関する情報を扱っているため、広く公開をすべき内容ではないと捉えています。なお、当該児童・生徒及びその保護者に対しては委員会における判断内容等を適切にお伝えしております                                                                                                   |
| 36      | 清瀬市スポーツ推進委員    | 非公開     | 4 公開することで公正かつ円滑な審議ができないため | 計画公開により大会運営に影響がでることが予想されるため、時限公開などを検討する                                                                                                                                                                   |
| 40      | 清瀬市立図書館協議会     | 非公開     | 4 公開することで公正かつ円滑な審議ができないため | 個人情報や市図書館運営に関する機微な情報が含まれる場合、議事録の非公開や内容の一部制限が行われることがあります。公開可能な議事録を市民向けに発信することや、重要なテーマについて市民説明会やウェブサイトの活用を通じて情報提供を行うなどの具体的な方策について、今後前向きに検討を進めていきたいと考えてまいります                                                 |

**【評価基準】 条例第 10 条第 3 項**

附属機関の会議は、公開を原則とする。

**【評価】**

令和 6 年度になって「非公開」とした附属機関はなかったが、現状で 13 の附属機関が「非公開」である。13 のうち 9 つが「個人情報に関わるため」、2 つが「公開することで公正かつ円滑な審議ができないため」、残る 2 つは「法律等で非公開と規定されているため」「非開示情報を審議するため」がその理由であった。

13の附属機関においては、透明性や公開性に向けた改善の余地について検討を加え、公開できるよう努めていただきたい。特に、追加質問において、委員会としては公開するためのなんらかの方法についても質問をしているが、一部の附属機関では「審査する内容全般が個人情報にあたるため、公開をする余地はない」と断じており、「附属機関の会議は、公開を原則とする」という条例第10条第3項への努力の姿勢がまったく見られない。個人情報を出さずに「このような審議が行われた」という情報公開はできないのだろうか。さらなる努力を、来年度以降も引き続き求めていきたい。

## 2 開催の周知

| 調査対象 No. | 附属機関等の名称       | 開催回数(回)<br>※書面開催含む | 開催の周知有無 | 市報 | ホームページ |
|----------|----------------|--------------------|---------|----|--------|
| 1        | 清瀬市長期総合計画策定審議会 | 4                  | ○       | ×  | ○      |
| 2        | 清瀬市郷土博物館協議会    | 1                  | ○       | ○  | ○      |
| 3        | 清瀬市文化財保護審議会    | 1                  | ○       | ○  | ○      |
| 4        | 清瀬市市史編さん委員会    | 2                  | ○       | ○  | ○      |
| 7        | 行政不服審査会        | 0                  | ×       | ×  | ×      |
| 8        | 情報公開・個人情報保護審議会 | 0                  | ×       | ×  | ×      |
| 9        | オンズバーソン        | 2                  | ×       | ×  | ×      |
| 10       | 生活安全対策協議会      | 1                  | ○       | ○  | ×      |
| 11       | 清瀬市防災会議        | 0                  | ○       | ○  | ○      |
| 12       | 清瀬市国民保護協議会     | 0                  | ×       | ×  | ×      |
| 13       | 清瀬市環境審議会       | 3                  | ○       | ○  | ○      |
| 14       | 清瀬市廃棄物減量等推進審議会 | 3                  | ○       | ○  | ○      |
| 15       | 農業委員会候補者評価委員会  | 1                  | ×       | ×  | ×      |
| 16       | 清瀬市認定農業者等審査会   | 1                  | ×       | ×  | ×      |
| 17       | 清瀬市まちづくり委員会    | 12                 | ○       | ○  | ○      |
| 18       | 清瀬市男女平等推進委員会   | 5                  | ○       | ○  | ×      |
| 19       | 清瀬市苦情処理委員      | 0                  | ×       | ×  | ×      |
| 20       | 清瀬市地域福祉推進協議会   | 1                  | ○       | ○  | ○      |

| 調査対象 No. | 附属機関等の名称                   | 開催回数(回)<br>※書面開催含む | 開催の周知有無 | 市報 | ホームページ |
|----------|----------------------------|--------------------|---------|----|--------|
| 21       | 清瀬市地域自立支援協議会               | 2                  | ○       | ○  | ○      |
| 23       | 清瀬市子ども・子育て会議               | 3                  | ○       | ○  | ○      |
| 25       | 清瀬市国民健康保険運営協議会委員           | 2                  | ○       | ○  | ○      |
| 26       | 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会 | 3                  | ○       | ○  | ○      |
| 27       | 清瀬市介護認定審査会                 | 121                | ×       | ×  | ×      |
| 28       | 清瀬市都市計画審議会                 | 2                  | ○       | ○  | ○      |
| 29       | 清瀬市財産審議会                   | 1                  | ×       | ×  | ×      |
| 30       | 清瀬市特定空家等判定委員会              | 1                  | ×       | ×  | ×      |
| 32       | 清瀬市地域公共交通会議                | 0                  | ○       | ○  | ×      |
| 33       | みどりの環境保全審議会                | 3                  | ×       | ×  | ○      |
| 34       | 清瀬市就学支援委員会                 | 10                 | ○       | ×  | ○      |
| 36       | 清瀬市スポーツ推進委員                | 12                 | ×       | ×  | ×      |
| 37       | 清瀬市青少年問題協議会                | 2                  | ×       | ×  | ×      |
| 38       | 清瀬市青少年委員                   | 1                  | ×       | ×  | ×      |
| 39       | 清瀬市社会教育委員の会議               | 6                  | ×       | ×  | ×      |
| 40       | 清瀬市立図書館協議会                 | 1                  | ×       | ×  | ×      |

### 【評価基準】 条例第 10 条第 3 項

附属機関の会議は、公開を原則とする。

### 【評価】

会議が公開されている附属機関は 21 機関で、そのうち令和 6 年度に「開催の周知」を行っている附属機関等は 18 機関だった（「行政不服審査会」と「清瀬市国民保護協議会」は令和 6 年度は開催がなかったため周知していないが、開催年には周知している）。開催周知を行っていない附属機関等は、周知しなければ市民に伝わらないため改善が必要である。

また、周知方法は「市報」や「ホームページ」となっている。「市報」は紙面に限りがあるため、すべての掲載は難しいと思われるが、ホームページに掲載場所の制限はないので、可能なかぎり、両方で開催周知を行うことが求められる。

### 3 会議録の公表

#### 会議録の公表状況と会議録非公表の理由

| 調査対象 No. | 附属機関等の名称                   | 開催回数(回)<br>※書面開催含む | 委員総数<br>(人) | 会議録の公表状況 | 会議録非公表の理由                   |
|----------|----------------------------|--------------------|-------------|----------|-----------------------------|
| 1        | 清瀬市長期総合計画策定審議会             | 4                  | 25          | 公表       | -                           |
| 2        | 清瀬市郷土博物館協議会                | 1                  | 5           | 公表       | -                           |
| 3        | 清瀬市文化財保護審議会                | 1                  | 6           | 公表       | -                           |
| 4        | 清瀬市市史編さん委員会                | 2                  | 14          | 公表       | -                           |
| 7        | 行政不服審査会                    | 0                  | 5           | 非公表      | 個人情報に関わるため                  |
| 8        | 情報公開・個人情報保護審議会             | 0                  | 5           | 非公表      | 個人情報に関わるため                  |
| 9        | オンブズパーソン                   | 0                  | 2           | 非公表      | 個人情報に関わるため                  |
| 10       | 生活安全対策協議会                  | 1                  | 10          | 公表       | -                           |
| 11       | 清瀬市防災会議                    | 0                  | 25          | 公表       | -                           |
| 12       | 清瀬市国民保護協議会                 | 0                  | 18          | 公表       | -                           |
| 13       | 清瀬市環境審議会                   | 2                  | 10          | 公表       | -                           |
| 14       | 清瀬市廃棄物減量等推進審議会             | 3                  | 12          | 公表       | -                           |
| 15       | 農業委員会候補者評価委員会              | 0                  | 6           | 非公表      | 個人情報に関わるため                  |
| 16       | 清瀬市認定農業者等審査会               | 1                  | 6           | 非公表      | 個人情報に関わるため                  |
| 17       | 清瀬市まちづくり委員会                | 12                 | 20          | 公表       | -                           |
| 18       | 清瀬市男女平等推進委員会               | 1                  | 12          | 公表       | -                           |
| 19       | 清瀬市苦情処理委員                  | 0                  | 2           | 非公表      | 非開示情報を審議するため                |
| 20       | 清瀬市地域福祉推進協議会               | 1                  | 12          | 公表       | -                           |
| 21       | 清瀬市地域自立支援協議会               | 2                  | 13          | 公表       | -                           |
| 23       | 清瀬市子ども・子育て会議               | 4                  | 11          | 公表       | -                           |
| 25       | 清瀬市国民健康保険運営協議会委員           | 2                  | 15          | 公表       | -                           |
| 26       | 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会 | 1                  | 16          | 公表       | -                           |
| 27       | 清瀬市介護認定審査会                 | 98                 | 25          | 非公表      | 会議が非公開のため                   |
| 28       | 清瀬市都市計画審議会                 | 2                  | 14          | 公表       | -                           |
| 29       | 清瀬市財産審議会                   | 1                  | 6           | 非公表      | 個人情報に関わるため                  |
| 30       | 清瀬市特定空家等判定委員会              | 1                  | 9           | 非公表      | 個人情報に関わるため                  |
| 32       | 清瀬市地域公共交通会議                | 1                  | 11          | 公表       | -                           |
| 33       | みどりの環境保全審議会                | 3                  | 8           | 公表       | -                           |
| 34       | 清瀬市就学支援委員会                 | 10                 | 37          | 非公表      | 個人情報に関わるため                  |
| 36       | 清瀬市スポーツ推進委員                | 12                 | 11          | 非公表      | スポーツ推進委員に関する条例で明確な規定がなかったため |
| 37       | 清瀬市青少年問題協議会                | 2                  | 8           | 公表       | -                           |
| 38       | 清瀬市青少年委員                   | 1                  | 6           | 公表       | -                           |
| 39       | 清瀬市社会教育委員の会議               | 6                  | 7           | 公表       | -                           |
| 40       | 清瀬市立図書館協議会                 | 1                  | 6           | 公表       | -                           |

#### 【評価基準】 条例第 10 条第 3 項

附属機関の会議は、公開を原則とする。

#### 【評価】

会議が「公開」されている附属機関は会議録が公表されているが、「非公開」の附属機関で会議録が公表されている附属機関等は「みどりの環境保全審議会」と「清瀬市立図書館協議会」以外にはない。

しかし、「情報公開」の観点からは、たとえ会議自体が非公開であっても、個人情報等の部分を削除するなどして、「会議がどのようにして行われ、何が決定されたか」等の内容について会議録として公表する努力が必要だと考える。

問2 条例第8条 基本構想等への参画

| 計画の名称              | 計画策定の期間                              | 計画案等の事前公表 | 意見を求める方法と結果                                       | 市民に説明する方法 | 市民の意見をを受けて計画案の修正したか | 課名     |
|--------------------|--------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------|-----------|---------------------|--------|
| 清瀬市下水道事業経営戦略       | 令和6年4月30日～令和7年3月27日（契約期間開始日～3月議会最終日） | ホームページ    | パブリックコメント<br>・募集期間 20日間<br>・意見件数 0件<br>・提出人数 0人   | 公共施設での閲覧  | 修正しなかった             | 下水道課   |
| 第3次清瀬市こども子育て支援事業計画 | 令和5年2月1日～令和7年3月31日                   | ホームページ    | パブリックコメント<br>・募集期間 18日間<br>・意見件数 29件<br>・提出人数 14人 | ホームページ    | 修正した                | 子育て支援課 |
| けやき通りランドデザイン基本方針   | 令和5年11月1日～令和7年3月31日                  | ホームページ    | パブリックコメント<br>・募集期間 30日間<br>・意見件数 16件<br>・提出人数 6人  | 公共施設での閲覧  | 修正しなかった             | 道路交通課  |
| 清瀬市駐車場事業特別会計経営戦略   | 令和6年4月30日～令和7年3月27日（契約期間開始日～3月議会最終日） | ホームページ    | パブリックコメント<br>・募集期間 20日間<br>・意見件数 0件<br>・提出人数 0人   | 公共施設での閲覧  | 修正しなかった             | 道路交通課  |

### 【評価基準】 条例第 8 条

市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- (1) 計画策定に関する情報を事前に公表する。
- (2) 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。
- (3) 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

### 【評価】

令和 6 年度に計画等を事前公表した附属機関は 4 機関だが、「市民の意見を受けて計画案を修正した」附属機関は 1 機関のみである。計画策定にかかる市民の参画を推進するための対応が不十分なために市民からの意見が出にくいことは考えられないだろうか。

計画の周知はホームページの公表だけで、説明会の実施やメールマガジンの発信等、市民に開かれ、かつ、わかりやすい説明の方法を備えるなど多様な参画に向けて工夫されているとは言い難い。また、意見を求める方法としてパブリックコメントで対応しているが、その募集期間が 18～30 日間と極めて短く、市民からの意見が集まりにくい状況である。

市民の多様な参画に向けて、周知や意見募集の方法をはじめ改善を図っていただきたい。

### 問3 条例第4条 市の責務

#### 1 市民と協働で実施するまちづくりに関する事業

| No. | 事業の名称                        | 市民参画の内容                                                                       | 次年度以降の予定 | 次年度以降の内容                                                               | 課名         |
|-----|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1   | 清瀬市公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会     | 市民を対象として委員を公募し、検討委員会委員として参画して子どもの居場所づくりについて意見をいただく。                           | 終了       |                                                                        | 未来創造課      |
| 2   | 清瀬市「夢空間」保存活用検討委員会            | 市民を対象として委員を公募し、「夢空間保存活用計画」の策定に向けて、鉄道車両保存活用について意見をいただく。                        | 終了       |                                                                        | 未来創造課      |
| 3   | 清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定に向けたまちづくり協議会 | 市民を対象として委員を公募し、未来構想ビジョン策定のために、まちの課題や取り組み施策について意見交換をしていただく。                    | 新規       | 清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定に向けたまちづくり協議会にて駅周辺のまちの課題や取り組み施策について意見交換をし、ビジョン策定を進めていく。 | 未来創造課      |
| 4   | 清瀬市地域市民センター再構築検討委員会          | 市民を対象として委員を公募し、地域市民センターの機能を再検証するとともに再構築することについて検討していただく。                      | 新規       | 清瀬市地域市民センター再構築検討委員会にて、近年の社会環境の変化に対応した地域市民センターの再構築を検討していく。              | 未来創造課      |
| 5   | 清瀬市南部児童館等複合施設の愛称選定委員会        | 市内の団体・市民を対象として選定委員会への参画を依頼し、清瀬市南部児童館等複合施設の愛称を定めるため、応募のあった愛称の中から検討していただく。      | 新規       | 清瀬市南部児童館等複合施設の愛称選定委員会にて、複合施設の愛称を選定していく。                                | 未来創造課      |
| 6   | 清瀬市地域防災計画の改定                 | パブリックコメント                                                                     | 新規       | パブリックコメント                                                              | 防災防犯課      |
| 7   | 清瀬市国土強靱化地域計画の改定              | パブリックコメント                                                                     | 継続       | パブリックコメント                                                              | 防災防犯課      |
| 8   | 清瀬市商工振興計画                    | 清瀬市商工振興計画策定委員会を設置(要綱)<br>公募委員2名を含む15名で計画の策定までを予定している。                         | 継続       | 令和8年度からの商工振興計画策定のための作業を行う。                                             | 産業振興課      |
| 9   | 清瀬市農業振興計画                    | 清瀬市農業振興計画策定委員会を設置(要綱)<br>公募委員2名を含む15名で計画の策定まで行うことを予定している。                     | 新規       | 令和9年度からの農業振興計画策定のための作業を行う。                                             | 産業振興課      |
| 10  | 清瀬市男女共同参画センター運営委員会           | 清瀬市男女共同参画センター運営委員会を設置(要綱)<br>センター登録団体、公募、教育委員その他で構成する委員12人でセンター運営に関することを協議する。 | 継続       | センター運営に関する協議                                                           | 男女共同参画センター |
| 11  | アイレックまつり実行委員会                | 設置要綱はないが、センター登録団体等からの市民の参加により、アイレックまつりの企画から当日の運営を行っている。                       | 継続       | アイレックまつりの企画及び実施                                                        | 男女共同参画センター |

|    |                        |                                                                                                                |    |                                     |            |
|----|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------|------------|
| 12 | Msスクエア編集委員会            | きよせジェンダー平等広報「Ms.スクエア」編集委員会を設置(要綱)<br>公募委員6人でMs.スクエアの企画、誌面の取材及び編集まで行っている。                                       | 継続 | Ms.スクエアの企画、誌面の原稿執筆及び取材              | 男女共同参画センター |
| 13 | 清瀬市性の多様性啓発事業連絡会        | 清瀬市性の多様性啓発事業連絡会を設置(要領)。<br>性的マイノリティ当事者や支援者をメンバーに啓発に向けたイベントの企画や当日の運営を行っている。                                     | 継続 | LGBTQ理解促進に関する啓発                     | 男女共同参画センター |
| 14 | 清瀬市地域福祉計画              | 清瀬市地域福祉推進協議会を設置(要綱)<br>現計画の進捗等の評価、次期計画の策定(答申)を行っている。                                                           | 継続 | 現計画の進捗等評価及び次期計画策定に向けた作業を行う。         | 福祉総務課      |
| 15 | 健康増進計画・食育推進計画評価策定事業    | 令和7年8月1日に委員会を設置、市民代表委員を令和7年6月公募している。                                                                           | 新規 | 令和7年度に、アンケート調査を実施し、令和8年度に次期計画を策定する。 | 健康推進課      |
| 16 | チームオレンジ清瀬              | 認知症サポーターが、認知症サポーターステップアップ講座を受講し、チームオレンジ清瀬のメンバーとして、認知症の人が暮らしやすいまちとなるように、中清戸オレンジハウスを拠点として、直接的な支援、サロン活動、広報活動等を行う。 | 継続 | 同左                                  | 介護保険課      |
| 17 | 赤ちゃんのチカラプロジェクト事業(委託事業) | 事業内容である乳児との触れ合いで、市民である親子に参加をしていただいている。(R6は対面及びオンラインで実施し、延100組程度の親子の参加があった)                                     | 継続 | 赤ちゃんのチカラプロジェクト事業の実施                 | 教育指導課      |
| 18 | 清瀬市市民活動未来ビジョン検討会       | 今後の市民活動センターのあるべき姿や地域における市民活動のあり方を検討することを目的に清瀬市市民活動未来ビジョン検討会を立ち上げる。<br>市民公募3人予定。                                | 新規 | 清瀬市市民活動未来ビジョン検討会実施                  | 市民協働課      |
| 19 | 平和祈念フェスタin清瀬           | 清瀬市平和祈念展等実行委員会を設置(要綱)<br>公募委員10人でフェスタの企画から実施まで行っている。                                                           | 継続 | 平和祈念フェスタin清瀬の企画及び実施                 | 市民協働課      |
| 20 | きよせ市民まつり               | きよせ市民まつり実行委員会を設置。企画から実施まで行っている。                                                                                | 継続 | 市民まつりの企画及び実施                        | 市民協働課      |
| 21 | 清瀬市20歳のつどい             | 清瀬市20歳のつどいにおいて、実行委員会を設置。20歳・19歳の委員で構成され、清瀬市20歳のつどいの企画や当日運営を行っている。                                              | 継続 | 清瀬市20歳のつどいの企画及び運営等                  | 市民協働課      |

**【評価基準】 条例第4条**

市は、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、市民が参画できるよう努めなければならない。

**【評価】**

企画・実施・評価の各過程に市民が参画した（する）まちづくり事業（令和6年度実施済み及び令和7年度以降実施予定）は新規7事業を含め21事業。市民活動団体などに対する市の支援（次項：条例第11条市民活動の支援）14件を加えると、計35件である。令和5年度の新規事業が1事業であったことを考えると事業が活発化されたともいえる。

しかし、令和5年3月に出された「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「施策512：協働によるまちづくりの推進」においては「協働で提供されている行政サービス」の目標が45件とされている。この目標を達成するには更なる努力が必要と思われる。

## 問4 条例第11条 市民活動の支援

### 1 市民活動への支援

| No. | 分野                               | 団体名                             | 活動内容                          | 支援内容                     | 課名          |
|-----|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------|
| 1   | 「しくみづくり」の分野(市民参画・行財政・シティプロモーション) | 郷土博物館友の会                        | 役員会・史跡旧跡等の研修会・講座等の開催          | 会議の場所の提供、事務補助等           | シティプロモーション課 |
| 2   | 「しくみづくり」の分野(市民参画・行財政・シティプロモーション) | ケヤキロードギャラリー彫刻清掃                 | 彫刻の清掃                         | 清掃用具の貸与                  | シティプロモーション課 |
| 3   | 「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)       | 清瀬市防犯協会                         | 市内の防犯パトロール・特殊詐欺等防止キャンペーン活動など  | 補助金の交付                   | 防災防犯課       |
| 4   | 「支え合い」の分野(保健、医療及び福祉)             | アイレック登録団体(11団体)                 | さまざまな活動                       | アイレック会議室の優先予約、印刷機の無料使用等  | 男女共同参画センター  |
| 5   | 「支え合い」の分野(保健、医療及び福祉)             | NPO法人 ぶなの樹会<br>NPO法人 福祉移送サービスの会 | 地域福祉推進事業に基づく、移送サービス、食事サービスの提供 | 補助金の交付                   | 福祉総務課       |
| 6   | 「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)   | 特定非営利活動法人ウイズアイ                  | 清瀬市一時預かり事業                    | 補助金の交付                   | 子ども家庭支援センター |
| 7   | 「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)   | 特定非営利活動法人ウイズアイほか13団体            | 清瀬市子ども食堂推進事業                  | 補助金の交付                   | 子ども家庭支援センター |
| 8   | 「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)   | 清瀬市体育協会                         | 体育振興支援                        | 補助金の交付                   | 生涯学習スポーツ課   |
| 9   | 「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)       | 清瀬市スポーツ推進委員会                    | スポーツに関する指導及び助言                | 定例会の開催、活動日時及び場所の調整、資料の提供 | 生涯学習スポーツ課   |
| 10  | 「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)   | 清瀬市青少年問題協議会地区委員会                | 子どもの健全育成                      | 補助金の交付                   | 生涯学習スポーツ課   |
| 11  | 「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)       | 野塩児童館まつり実行委員会                   | 地域交流、お祭り                      | 補助金の交付                   | 生涯学習スポーツ課   |
| 12  | 「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)       | 清瀬市文化協会                         | 文化の継承・地域団体の発表の場を設ける           | 補助金の交付                   | 生涯学習スポーツ課   |
| 13  | 「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)       | 清瀬国際交流会                         | 外国人支援                         | 補助金の交付                   | 市民協働課       |
| 14  | 「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)       | 清瀬市登録消費者団体連絡会                   | 消費生活に関わる啓発活動                  | 補助金の交付                   | 市民協働課       |
| 15  | 「基盤づくり」の分野(環境・交通・農工商等)           | 自治会・商店街等                        | 独自での街路灯設置管理                   | 電気料金の補助金の交付              | 道路交通課       |
| 16  | 「支え合い」の分野(保健、医療及び福祉)             | 健康づくり推進員                        | 健康講座・研修会の開催                   | 場所の提供・専門職の派遣             | 健康推進課       |
| 17  | 「支え合い」の分野(保健、医療及び福祉)             | 健康づくり活動団体                       | 地域の健康づくり活動等                   | 専門職の派遣                   | 健康推進課       |
| 18  | 「基盤づくり」の分野(環境・交通・農工商等)           | まち美化推進協議会登録団体                   | 清掃活動                          | 清掃用具の貸与                  | 環境課         |

**【評価基準】 条例第11条**

市は、市民の行うまちづくりのための多様な活動を支援しなければならない。

**【評価】**

市民活動団体、ボランティア活動団体、NPOなどに対する市の支援状況は18団体である。令和5年度は21団体あり、3団体減少している。今回の調査では確認しなかったが、今後は「なぜ、支援が終了したか」についても回答を望みたい。

令和5年3月に出された「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「施策121：市民活動の支援」において「住んでいる地域に対して何か貢献したいと思う人の割合」は60%と推計されている。現在の支援状況で全てのニーズに対応するためには目標達成への更なる努力が必要と思われる。市民活動、ボランティア活動に市民が積極的に参加できるよう、継続的な支援を求める。